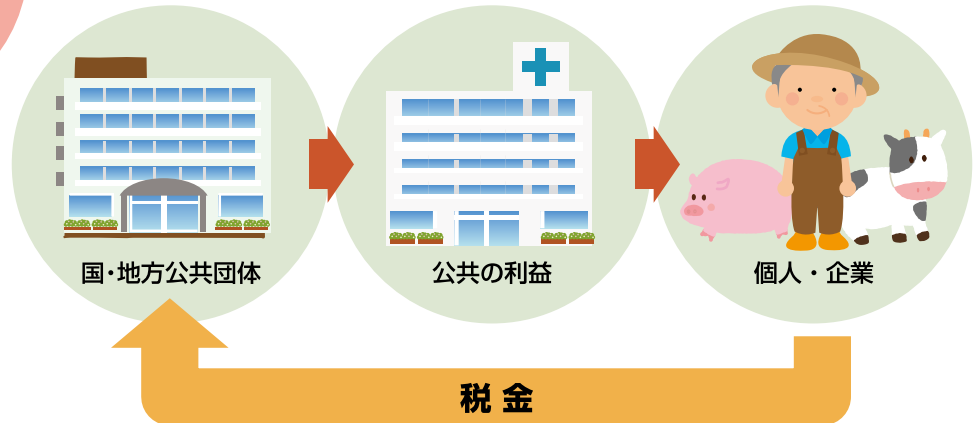


税金と私たちのかかわり

納められた税金は、「公共の利益」に形を変えてみなさまの元に届けられています。



納税カレンダー

主な税金の納期限は以下のとおりです。
納税の目安にご利用ください。税金は期限内にお納めください。

月	県税	市町村税	国税
4		●固定資産税（第一期分） ●軽自動車税	
5	●鉱区税 ●自動車税		
6		●住民税（第一期分）	
7		●固定資産税（第二期分）	
8	●個人事業税（第一期分）	●住民税（第二期分）	
9			
10		●住民税（第三期分）	
11	●個人事業税（第二期分）		●「税を考える週間」 （11月11日～11月17日）
12		●固定資産税（第三期分）	
1		●住民税（第四期分）	●消費税の確定申告（個人事業者） 1月4日～3月31日
2		●固定資産税（第四期分）	●贈与税の申告 2月1日～3月15日
3			●所得税の確定申告 2月16日～3月15日

※市町村税は各市町村によって納期が異なりますので、必ずしもこのカレンダーと同じとは限りません。
また、国税の申告及び確定申告について、表中の期間の開始日又は終了日が土日祝日の場合は、それぞれ税務署の翌開庁日となりますのでご注意ください。

県税にはこのほかにも次の納期のものなどがあります

- 毎月 県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税
- 登録を受けるとき 狩猟税
- 取得のつど定める 不動産取得税

※詳しくは、最寄りの県税事務所までお気軽にお問い合わせください。（→43ページ）